

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター	訪問調査日：平成30年2月27日(火)
---------------	---------------------

②施設・事業所情報

名称：めぐみ保育園(幼保連携型認定こども園)	種別：保育所
代表者氏名：桑 圭子	定員(利用人数)：144名(133名)
所在地：愛知県名古屋市緑区有松町大字桶狭間字愛宕西23番地の73	
TEL：052-622-4520	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成27年 4月 1日	
経営法人・設置主体(法人名等)：社会福祉法人 相和福祉会	
職員数	常勤職員：21名
専門職員	(園長) 1名 (副園長) 1名
	(保育教諭) 19名 (看護師) 2名
	(調理員) 4名 (その他) 3名
施設・設備の概要	(居室数) 6室 (設備等) 遊戯室・支援室
	調理室・屋上園庭・トイレ
	沐浴室・更衣室・休憩室・事務室

③理念・基本方針

<p>★理念</p> <p>・法人 すべての人にとって 今日一日が充実し 満足できるものであり明日への希望が豊かなものであるよう努めます</p> <p>・施設・事業所 入所する乳幼児の最善の利益を考慮し その福祉を積極的に増進することに重点をおき保育をします</p>	
---	--

★基本方針

- ・一人ひとりのこどもの人格を尊重します
- ・活発な戸外遊びを行い成長を促します
- ・個を大切に保育 人間らしく心身ともに健康・安全に育つための基礎作りを重点とする保育実践をしていきます
- ・豊かな環境を用意し 必要な提供を行なってこどもたちが自主・自律的に繰り返し活動することを通じて 実力を育み自立できるこどもを目指します
- ・積極的な健康観察・健康管理を行い家庭の保護者・看護師・専門医師との密接な連携を図ります

④施設・事業所の特徴的な取組

『大好きな園』『信頼できる園』『笑顔溢れる園』を目標に、教育・保育を進めている。一人ひとりに寄り添う『和』、手を取り合い協力・共有していく『輪』、心が弾む笑顔の『笑』を基に、こどもと保護者様と職員とが一体となって、こどもたちの健やかな成長を支えている。

乳幼児期は、人としての土台を築くとき。こどもたちは、手を使い体を使い五感をフルに働かせて自ら活動し成長している。やってみたいという興味と意欲は、集中力を育み、やり遂げたときの達成感と満足感は、自信となり、次への意欲に繋がる。豊かな環境の中で、こどもたちは満足するまで繰り返し活動し自らを高めている。当園では、モンテッソーリ教育の理念に基づき、こどもたちの「やりたい」を大切に、生き生きとした生活ができるよう支援している。

幼児クラスでは、3・4・5歳児のこどもたちが一緒に生活をしている。その中でこどもは3回学ぶチャンスがある。3歳児は見て学ぶ。大きいこどもたちの姿はそのまま憧れとして映る。「すごい」「やってみよう」と、興味の目が全てのことを吸収していく。4歳児は自らできることが増え、意欲的に繰り返しやってみよう。5歳児は教えて学ぶ。教えることから確固たる自信となっていく。生活の中で、たくさんの友だちと関わり、優しさや思いやりの心を育てていく。

全職員が相和の精神である「和」を大切に、ゆとりと安心感のある、健康的で働きやすい職場づくりをすすめている。キャリアアップ研修や外部研修を計画的に組入れ、資質向上を図っている。

地域子育て支援センターめぐみを中心に、地域の子育て親子が安心して遊んだり、相談できる場づくりをしている。『みどり赤ちゃんまつり』『ミニ赤ちゃんまつりinありまつ』など他機関と連携をして、地域における支援行事にも積極的に取り組み、子育て支援の輪を広げている。中学生の職場体験や、近隣高校の演劇部との交流などは、学生と園児がふれあう良い機会となっている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年12月 7日（契約日）～ 平成30年 5月29日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	1回 （平成21年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆全職員の参画による業務改善の推進

率先垂範の園長の指導の下、急ピッチで園の業務改善が進んでいる。園長は、同法人の他園での園長経験もあり、本園は2度目の園長着任であることから、職員の信頼も厚い。業務効率の向上を狙ったICT(情報通信技術)化が進み、登降園管理や利用料金の計算の正確性が向上した。法人の方針である「有休休暇の完全消化」(持ち越し有給休暇消化率100%)も目途が立ってきた。記録・書式の簡素化にも取り組み、業務の効率化に向けて全職員が同じ方向性を持って取り組んでいる。

◆教育・研修のPDCAサイクル

法人の体系的な研修計画に加え、市の階層別研修や県のキャリアアップ研修等に、職員の積極的な参加がある。県のキャリアアップ研修には今期7名の職員が参加し、今後、順を追ってすべての正規職員が参加する予定である。研修の履修後には、「復命書」の提出を求めているが、ここで完結させずに、上司が「履修後評価」と「年度末評価」の2段階で教育・研修効果を検証している。この検証結果が次年度の研修計画に反映され、教育・研修のPDCAサイクルが効果的に機能している。

◆認定こども園におけるモンテッソーリ教育の実践

発達に応じたモンテッソーリ教具の提供が、全ての子どもの個別の指導計画に盛り込まれ、保護者の周知が図られた上で保育が実施されている。3歳未満児クラスでは、月齢に合わせて日常生活につながるようなモンテッソーリの教具を提供し、遊びの展開や友達との関わり、自立に向けて職員が個別に関わりながら保育が実施されている。

◇改善を求められる点

◆中・長期計画と単年度事業計画の連動

子どもの社会性を醸成したり、年齢の離れた人たちとのコミュニケーション能力を高めることを目的として、地域との交流・連携を中・長期の課題として取り上げている。しかし、今年度の事業計画には目標数値を定めての取り組みを掲げていない。また、「平成29年度めぐみ保育園サービス概要」には、「地域との連携」が熱い言葉で記載されている。中・長期計画や「平成29年度めぐみ保育園サービス概要」に掲げた「地域との連携」を、事業計画に展開して取り組まれない。

◆法人内外の資源の有効活用

障害のある子どもは個別の指導計画が作成され、加配保育士が配置されて統合保育が行われている。障害のある子どもの対応や配慮について、研修に参加し、参加者が報告をすることで、職員間の情報共有が行われている。同法人は知的障害児や知的障害者を支援する事業所を多数運営しており、豊富なノウハウを有している。園が、その障害児支援施設の職員にアドバイスを受けた経験はあるが、外部の医療機関や専門家との連携や相談等の体制は整っていない。法人内と外部の資源を有効に組み合わせて活用する仕組みづくりを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審することにより、全職員が自園の運営や教育・保育、自らの教育・保育を考え、見つめ直すことができました。そして、評価者様、保護者様から客観的なご意見をいただくことで、よりよい教育・保育、施設運営をしていくための気づきを得ることができました。

今回の評価から見いだされた課題を真摯に受け止め、改善をすることで、「笑顔溢れる園」となるよう一層の向上を図っていきたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
法人理念の下に、園独自の理念や基本方針を定め、スローガンとして「3つのわ(和、輪、笑)」を掲げている。これらを記載したカードを全職員が携行し、朝礼時や職員会議には読み合わせを行っている。保護者への説明も詳細にわたって行われており、保護者アンケートでは、回答した保護者の97%が「理念、基本方針の周知」を肯定している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
市、区ともに「待機児童」の課題を抱えており、市や区の園長会(それぞれ年間2回開催)でも常に取り上げられている。園長がそれらの会議に参加して情報を収集し、園運営に役立っている。法人としても複数の園(認定こども園)を運営しており、さらに新園開設に向けて、法人に適切な情報や意見を提供している。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
現状の課題を、「時差勤務による職員間の情報の共有」、「災害時の地域との連携」、「各種の記録作成の効率化」とし、それぞれに対応策を講じている。職員間の情報共有に関しては、保護者アンケートでの指摘もある。地域との連携は喫緊の課題として、早期の取り組みが求められる。記録作成の効率化は、業務の実効性を高めるための大きな要素となりうる。それぞれ、綿密な計画を立てて取り組むことを望みたい。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
法人の定めた中・長期計画(中期3年、長期4年～)に従い、7項目からなる中・長期計画を策定している。長期的な視野に立ったビジョンの下に中・長期計画が策定されており、単年度の事業計画策定に確かな枠組みを示している。		

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>「平成29年度めぐみ保育園事業計画」には14項目の主要事業が網羅され、その中の13項目について具体的な到達目標(数値目標)が設定してある。しかし、中・長期計画の大きな柱である「地域との交流と連携」に関しては、今年度の事業計画に取り上げられていない。中・長期計画に整合させた単年度事業計画の策定を望みたい。</p>			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>職員会議等で意見集約を行い、前年度事業計画の最終評価を実施して、その結果を次年度の事業計画に反映させている。単年度の事業計画に具体的な数値目標が設定されていることから、職員の周知・理解が容易であり、「目標管理シート」を介して職員個々の取り組みの方向性も明確になっている。</p>			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>事業計画をホームページ上に公開しているものの、保護者への事業計画の周知・理解に関しては、理念・基本方針の周知・理解に比較すると見劣りする。様々な機会を捉え、園(保育)の方向性を保護者に伝える工夫を望みたい。</p>			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>職員は定期的に自己評価を実施し、PDCAサイクルに沿った保育の質の向上を目指す取り組みがある。また、園の主要な行事の後には保護者アンケートを実施し、直接的な満足度を把握しようとしている。保護者アンケートに記述された様々な意見や要望については、可能な限り保護者にフィードバックされている。課題は、集まったデータが適切に分析されておらず、園運営や保育の現場での改善につなげていないことである。</p>			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>職員の自己評価を個人の視点(人材育成面)としてとらえるに留まっており、園全体での課題の抽出や業務改善の活動へと昇華させていない。今回の第三者評価での気づきを、次年度以降の業務改善につなげられたい。</p>			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「組織職務規程」や組織表で、園長の責任や役割が明確になっている。毎月発行される「園だより」で、園長の所信が表明されている。同法人の他園での園長経験もあり、本園は2度目の園長着任であることから、職員の信頼も厚い。		
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
園長のコンプライアンス意識は高く、関連する法令の改正等については、対応する研修には積極的に参加している。しかし、自らが得た知識や情報を、職員に周知・理解させるための取り組みが薄い。「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂期でもあり、勉強会等の実施により、職員のコンプライアンス意識の醸成を期待したい。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
保護者の言葉に耳を傾け、保育実践に活かしている。保育参観日が小学校の行事と重なったことにより、保護者から「要検討」の意見が出された。以降は、小学校と連携を密にし、双方で調整して行事日程を決めており、園だよりでフィードバックもしている。		
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
率先垂範の園長の指導の下、急ピッチで園の業務改善が進んでいる。業務効率の向上を狙ったICT(情報通信技術)化が進み、登降園管理や利用料金の計算の正確性が向上した。法人の方針である「有休休暇の完全消化」も目途が立ってきた。記録・書式の簡素化にも取り組み、業務の効率化に向けて全職員が同じ方向で取り組んでいる。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
法人の中・長期的な課題として「職員の確保」を挙げており、具体策として、中・長期計画に「キャリアパス制度改革」、「体系的な職員教育・教育インストラクター」を掲げている。その法人の方針を受け、園では「職員が働きがいを持てる職場」作りを推進している。ICT(情報通信技術)化による業務改善、マニュアル等の適切な見直し、有給休暇の完全消化、同線や働きやすさに配慮した環境作り等、職員の定着に資する取り組みがある。		
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
体系的な「職員評価基準」に基づいた人事考課制度が運用され、キャリアパスも構築されている。法人が“期待する職員像”もキャリアパスによって明確になっている。職員個々に「目標達成シート」を使って目標管理が行われ、人材育成が試みられている。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「職員が働きがいを持てる職場」作りを中・長期計画に掲げ、職員の安定的な雇用に向けて取り組んでいる。有給休暇の完全消化(持ち越し有給休暇消化率100%)の目途は立ったが、時間外労働の低減や個別面談の未実施等、課題も残している。園長を中心とした職員のチームワークは良好で、職員の定着は良い。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「目標管理シート」を使って目標管理を行っているが、人事考課制度との連動が見られない。人事考課のギャップ分析から職員個々の目標を抽出し、適切な目標を設定する。その目標に対する取り組みの成果(達成度合い)を人事考課制度に戻し、成績評価として活用する。そのサイクルの構築が望まれる。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
法人が計画した研修の他、市の実施する階層別の研修、県のキャリアアップ研修等に職員を参加させている。職員は研修計画に沿って研修に参加しており、研修履修後には「復命書」の提出を求め、研修効果の検証として、上司による履修後評価と年度末評価を実施している。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職員個々に研修計画が作成されており、各種の研修に、適切な職員を選定して積極的に参加させている。県のキャリアアップ研修には7名の職員が参加した。今後、全ての正規職員が履修する計画である。教育・研修の効果測定(上司による履修後評価と年度末評価)も実施されており、教育・研修に関してのPDCAサイクルが機能している。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
実習生を受け入れるためのマニュアルを整備し、今年度は4名の保育実習生を受け入れた。次年度(30年度)は倍増の9名の受け入れを計画しており、31年度は看護学生の実習受け入れも検討している。受け入れの積極性に合わせて、実習指導者となる職員の育成システム(研修体系)の構築が課題となる。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
やや間隔は開いたが、第三者評価の受審は2回目である。ホームページ、パンフレット、入園のしおり、園だより等を使って、情報の公開を行っている。苦情情報に関しても、園だよりで保護者にフィードバックするに留めず、ホームページ上でも公開している。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
園の事務、経理、取引等に関しては、法人の規程やルールに従って適切に処理している。法人監事による内部監査や行政の定期的な監査を受け、保育全般についての一定レベルの透明性は図られている。今後の(法人の)課題として、「社会福祉法」が求めるレベルの外部監査の実施を考慮されたい。中・長期計画への組み込みを望みたい。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
子どもの社会性を醸成したり、年齢の離れた人たちとのコミュニケーション能力を高めることを目的として、地域との交流・連携を中・長期の課題として取り上げている。しかし、今年度の事業計画には目標数値を定めての取り組みを掲げていない。「平成29年度めぐみ保育園事業概要」に掲げた「地域との連携」を、事業計画に展開して取り組まされたい。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
地元中学生の職場体験学習として、今年度5名を受け入れた。また、高校演劇部の部員25名がボランティアとして来園した。それ以外には目立った取り組みがなく、子どもが家族や職員以外の人と交わる機会として、ボランティアの受け入れを積極的に進められたい。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職員室に、「緊急連絡先一覧表」と「緊急医療機関一覧表」が掲示され、緊急時には誰でも適切な対応が取れる仕組みがある。「緑区子育て支援ネットワーク」に加入し、地域の情報を取得するとともに、「赤ちゃんまつり」に参加して地域の未就園児親子を支援している。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
地域との交流・連携が思いのほか進まず、これまでも課題の一つとして挙げられていたが、防災訓練時の消防署との関係から町内会長との縁ができた。今後、町内会長をキーパーソンとして、地域との関わりを創り上げていくことを期待したい。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント			
全国的に見ても「待機児童」の多い地域であり、地域ニーズの高い未就園親子の子育て支援に力を注いでいる。園に併設されている「子育て支援室」と連携し、さらに「緑区子育て支援ネットワーク」に加入して、様々な公的な企画にも参加している。「赤ちゃんまつり」、「ミニ赤ちゃんまつり」等の企画に参画している。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重した保育の基本理念は「保育園のしおり」や「入園のしおり」、「重要事項説明書」に記載されている。保護者には入園時に園長が説明をして理解を図っている。職員の共通理解への取り組みは、基本理念を保育場面の様子と照らし合わせた日付ごとのカレンダーを作成し、毎朝の朝礼で唱和している。子どもの尊重や基本的人権への配慮について、状況の把握や評価についての体制が不十分であり、チェックシートの導入・活用を図られたい。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	㉓ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
虐待防止をはじめ権利擁護に関するマニュアルは「職員規程」に記載され、毎年1回は必ず研修が行われている。短時間のパート職員への研修も日数をかけて日中に、全員もれなく同じ内容で研修が行われている。保護者へは入園時に園長が説明をして理解を図っている。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保育所選択に必要な情報はホームページにて公開されているが、公共の施設等にパンフレットは設置していない。入園希望者が多く、保育園サイドからの情報発信が必要ないと思われるが、保育の特徴をPRするためにもホームページ以外の手段を検討されたい。6月と8月に入園説明会を行ったり、利用や見学希望の保護者には「保育園のしおり」を活用して園長が対応している。情報提供の資料については必要な時に適宜見直しをしている。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保育の開始・変更については入園説明会と進級式で園長が保護者に説明し、同意を得た上で同意書の提出を受けている。説明時の質疑応答の記録を残すことで、保育内容のや資料の見直しに繋がれると感じているので、記録に残すことを進められたい。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	㉓ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育の継続性に配慮した情報提供の引継ぎ文書は保育園独自で定められており、市内・市外全転園先に発信している。保育園の利用が終了した時に、保護者がいつでも相談できるよう、担当者や窓口を設置し、文書にして配付している。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保護者満足の把握は、送迎時の会話や個人懇談会、行事毎のアンケート等で行っている。アンケートの結果については、「園だより」で保護者にフィードバックしている。保護者からの意見は担任が職員会議で報告、相談して文書にて返している。個別な意見だけでなく、クラスの保護者同士の意見交換も必要だと感じており、今後は参観の後にクラス懇談会を実施する計画である。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
苦情解決の体制が整えられており、玄関に掲示し、「重要事項説明書」等に記載されている。第三者委員を通過しての苦情はないが、苦情として受け止めている事案も数件あり、職員会議で検討したり、園長、主任が直接話をする等の対応がある。苦情解決結果についての公表は、保護者の意向もあり、公表が十分とは言い難い。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
保護者からの相談や意見は、送迎時の会話や連絡ノート等で把握している。意見箱を設置し、用紙を持ち帰ることができるようにしているが、設置場所は保護者が行きかう事務室横であり、意見箱の利用がしやすとは言い難い。相談や意見を述べたりする際の方法や相談相手が選択できる等の文書はなく、口頭での説明に留まっている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
相談や意見を受けた際には「相談記録」に記入している。しかし、「連絡ノート」での相談の場合は、相談を受けているとの意識が担任により異なるため、対応に差異が生じている。相談とはどのような内容を指しているのか、園内での共通理解を図りたい。把握した相談や意見は職員会議で検討し、保護者にフィードバックしている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
「ヒヤリハット報告書」や「事故報告書」を基に原因の分析や改善策、再発防止策について話し合いが行われている。園長、副園長、主幹保育教諭が意見の取りまとめを行っているが、リスクマネジメントを担当する委員会等の設置はない。職員一人ひとりが安全な保育の意識を高めるためにも、委員会の設置を検討されたい。事故後、毎回、改善策や防止策が検討されており、マニュアルの見直しにもなっている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
感染症の予防や発生時の対応マニュアルが整備されていて、年度末には見直しを実施されている。感染症予防や安全確保に関する勉強会は、看護師が講師となり時間を設けて行われている。感染症の発生時には、掲示板を毎日更新して保護者に情報提供している。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
災害時に対応する「安全管理マニュアル」が策定され、毎月1回避難訓練が行われている。保護者と職員に対して緊急メールの登録を徹底し、運用している。消防署と連携した通報訓練は行われているが、地域との連携での避難訓練は行われていない。住宅地の中にある保育園であるため、地域の班長会に災害時の対応依頼を要請する等の取り組みを望みたい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
「運営の手引き」として標準的な実施方法が文書化され、事務室と各保育室に配置している。保育方法の確認時に利用し、有効活用されている。新人採用時に「運営の手引き」を基に研修が行われているが、その後は研修の実施がない。標準的な実施方法に基づいた保育が実践されているかは、副園長や主幹保育教諭が各保育室で保育を行う際に確認しているが、仕組みとして明文化されていない。		

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
職員や保護者からの意見や提案を、指導計画に反映するようにしている。標準的な実施方法については、年度末に乳児会、幼児会それぞれで検討されたものを基に見直しがされている。しかし、見直しの時期、方法、仕組みを定め、定期的に現状を検証して、必要な見直しを継続的に行われることが望まれる。			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
入園前に導入保育が行われ、その中で子どもの状況や保護者ニーズを把握するようにしている。把握した内容を統一したアセスメントの様式に記入し、個別の指導計画の作成に反映させている。「カリキュラムファイル」が全園児にあり、生活面とモンテッソーリ教具による活動面での計画が作成されている。保護者にとっても、計画と現状を確認できる仕組みになっている。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
指導計画の見直しについては、「カリキュラムファイル」を基に保護者からの意見を取り入れて指導計画を変更する等、柔軟な対応が行われている。指導計画を変更する場合には、職員会議で職員に周知し、共通理解されているが、見直しの時期や手順、見直しによる保育課題の記述等の仕組みは整備されていない。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
子どもの発達状況や生活状況等は、朝礼で職員が情報を共有している。保育の実施状況が、「カリキュラムファイル」や「児童記録票」等に適切に記録されている。記録内容や書き方に差異が生じないよう、副園長や主幹保育教諭が個別に指導しているが、誰が見ても分かるような「記録要領」の作成を検討されたい。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもの記録の保管や管理については「就業規則」に記載されている。個人情報の取り扱いについて、毎年年度初めに園長が説明をし、職員周知が図られている。保護者へは入園時に園長が説明をし、プライバシー保護に関しての同意書も提出されている。			

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A① A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
<p>保育課程は保育園の理念や保育の方針が明文化され、モンテッソーリ教育を取り入れた自主活動等、保育園の独自性を盛り込んで編成されている。保育課程の見直しは、年度末に各担任が1年の確認を含めて振り返りを行い、園長に意見を提出し、それを基に最終見直しを園長が行っている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育		
A② A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
<p>室内の温度、湿度、換気の状態は「健康票」に記録をし、看護師が保育室を巡回することで適切な生活環境が保てるようにしている。塩素消毒やオゾン消毒を用いて、衛生面での環境整備も行っている。子ども一人ひとりに対し、自主活動が落ち着いてできる環境を常に意識し、教具の提供や空間の確保をしている。</p>		
A③ A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
<p>子どもの成長発達の状況や個別の配慮等、朝礼や職員会議で職員が情報を共有し、園全体で対応している。子どもが安心して生活しているか、子どもの気持ちを汲み取ろうとしているか等、職員全体の意識向上のためのチェックリストの作成を検討している。保育の質(専門性)の向上のためにも、前向きに進められることを期待したい。</p>		
A④ A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
<p>基本的な生活習慣を身につけることはモンテッソーリ教育の柱であり、環境の整備や援助については意識しているとのことであったが、調査当日、机を拭く場面で片手で椅子を持ち上げて、もう一方の手で雑巾で拭く実践を目にした。モンテッソーリ教育を謳っている保育園として、教具の提供に留まらず、モデルとしての職員の意識の向上がより一層望まれる。</p>		
A⑤ A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
<p>モンテッソーリ教育を基に、子どもが自ら教具や用具を選んで活動が行えるように保育室内の環境が整えられている。3歳以上児は異年齢クラスになっていて、年長児の活動の姿が年少児のモデルになったり、年長児が年少児に教える姿等が見られ、人間関係やコミュニケーション、社会性を身につけるための環境が整備されている。</p>		
養護と教育		
A⑥ A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
<p>一人ひとりの発達や心理状態に合わせてスキンシップを図ったり、個別に関わる保育が実施されている。心のケアが必要な子どもに対応できるように、担当保育士には愛着関係の研修を行っている。送迎時の会話や「お便り帳」で保護者との連携を図り、個別の指導計画作成や子どもへの関りに活かしている。</p>		
A⑦ A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
<p>月齢に合わせて日常生活につながるようなモンテッソーリの教具を提供し、遊びの展開や友達との関わり、自立に向けて職員が個別に関わりながら保育が実施されている。送迎時の会話や週1~2回の「お便り帳」で保護者との連携を図っているが、自らは園での様子が伝えきれない年齢の子どもたちであることを考慮し、園での生活や様子を正確に伝える配慮が望まれる。</p>		

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>発達に応じたモンテッソーリ教具の提供が、全ての子どもの個別の指導計画に盛り込まれ、保護者の周知が図られた上で保育が実施されている。日常的には異年齢クラスでの保育が行われているが、5歳児は就学に向けて年齢別クラスにし、生活習慣の確認や友達との交流が深められるような配慮もされている。子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動を、地域や小学校へも発信できるような取り組みを望みたい。</p>			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>障害のある子どもは個別の指導計画が作成され、加配保育士が配置されて統合保育が行われている。障害のある子どもの対応や配慮について、研修に参加し、参加者が報告をすることで、職員間の情報共有が行われている。同法人の障害児支援施設の職員にアドバイスを受けた経験があるが、医療機関や専門家との連携や相談等の体制は整っていない。</p>			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>年齢別に一日の生活にメリハリをつけられるよう、動と静の活動を考え、長時間保育計画を作成している。各担任から保護者への連絡に漏れがないよう、「連絡ノート」に記入し、確実に伝えるようにしている。「家庭での食事を大切にほしい」との考えにおいて、長時間保育でのおやつや軽食の提供は行っていない。</p>			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者と関わりに配慮している。	保 56	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>5歳児が異年齢保育の形態から年齢別保育の形態に移行することで、子どもも保護者も小学校以降の生活を見通す機会になっている。園長と担当保育教諭が年2回の幼保小連絡会で小学校との連携を図っているが、職員と小学校教諭の合同研修の場はない。「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を就学先へ送付している。</p>			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>「健康管理マニュアル」、保健計画が作成され、健康診断結果、保護者からの情報、毎日の健康観察、職員会議での情報共有で子どもの健康状態を把握している。SIDS(乳幼児突然死症候群)については、2年に1回消防署による人工呼吸法講習もかねて職員研修を行っている。SIDS(乳幼児突然死症候群)に関して、保護者へは入園説明会で看護師が説明をしている。</p>			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>健康診断、歯科健診の結果は紙面で保護者に、職員は記録に記載して報告している。看護師が健康診断結果や歯科健診結果を踏まえた内容の「保健だより」を作成・配付し、歯科衛生士による歯磨き指導も行っている。</p>			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
<p>主治医からの診断書に基づき、保護者と看護師、担任、栄養士が面談を行い、看護師、栄養士、調理師で献立を作成して対応している。アレルギー除去対応児はテーブルを別にし、個人プレートをつけて誤食防止を図っている。職員へは看護師が中心となり、アレルギー児に関する研修やエビペン使用の研修を行っている。保護者アンケートの中に、「アレルギー対応についての説明が十分ではない」との意見もあったので、考慮されたい。</p>			

A-1-(4) 食育、食の安全		
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
年齢別に食育計画が作成され、園庭で米や野菜を育てたり、ラップおにぎりを自分で作ったりする機会を設け、子どもたちが食事に興味もてるような工夫がされている。調査当日の食事場面では、音楽を流して環境づくりをし、子どもたちへのマナーの声かけも静かにされていた。		
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
月に1回給食会議が行われ、メニューに対しての子どもの反応や食べ具合、食材の大きさ等、各クラスの意見を出し合って改善に繋げている。調理員や栄養士が各クラスで配膳するため、一人ひとりの子どもの状況を把握して量を加減して配膳したり、子どもたちの反応を把握する機会となっている。きしめんや味噌煮込みうどん、ういろ等、地域の食文化を取り入れた献立もある。		
A-2 子育て支援		
		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
「お便り帳」を通じて、年齢に合わせて毎日～月に1回、保育園での子どもの状況を連絡している。保育参観や保護者懇談会での連携も図られており、懇談会での内容は記録に残している。保護者アンケートでは、「保護者と職員、保護者同士の交流が少ない」という意見や、保育園とうまく意思疎通ができていない事例も寄せられており、一考されたい。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
毎日の送迎時での挨拶や会話で積極的にコミュニケーションを図り、保護者との信頼関係を築いている。子どもの体調の変化に対する対応について保護者アンケートで複数意見が上がっていたため、対応条件や対応方法等、保護者へ丁寧に説明をしていくことも考慮されたい。保護者からの相談への対応について、記録の内容や方法等、職員により差異が生じている点にも改善の余地を残している。		
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
マニュアルを基に早期発見に努めていて、疑わしい事案の場合は区役所から児童相談所へ通告する体制も整えられている。職員の対応についてのフローチャートが作成されているが、職員全員に配付するに留まっている。それを使用した研修の場で、誰でも適切な対応が取れるような共通理解を図ることが望まれる。		
A-3 保育の質の向上		
		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
指導計画の評価・反省や職員会議等で、職員は自らの保育実践の振り返りを行っている。目標管理による自己評価を年2回行っている。保育の質の向上やより良い保育への意識を高めるため、チェックリストを作成し月に1回チェックすることを計画している。その成果については、次年度以降の検証としたい。		